

消火栓の目的外使用について（お知らせ）

日頃から備前市水道事業に対しご理解とご協力を頂きありがとうございます。

この度、消火栓を本来の目的以外に使用する場合（「目的外使用」といいます。）についての申請手続き等の一部見直しを行いました。

消火栓は、火災消火活動での使用が本来の目的であり、目的外使用は、消防の演習又は管理者が特別に許可したものしかできません。また、目的外使用では使用料金として1箇所10分以内ごとに2,600円(税別)を頂くことになっております。

これまで、消防の演習のみ目的外使用の料金について減免対象としてまいりましたが、演習とかけ離れた使用実態も見受けられ憂慮すべきものがありました。また、消防演習以外にも公益性のある使用については、使用料金の減免を求める声もお聞きしておりました。

それらを受け、この度目的外使用の許可対象について検討させていただき、申請方法を改めるとともに、使用料金についても市が公益上必要であると認めたもので下記の使用許可条件を遵守いただける場合に限り、減免の対象とすることとしましたので、お知らせいたします。

令和3年4月

備前市 建設部 水道課

<<使用許可条件>>

- ・ 使用に当たっては、使用責任者の指示のもと使用すること。
- ・ 消防団員又は消防署員かつ消火栓使用経験者を操作責任者として配置すること。
- ・ 申請した内容以外の使用はしないこと。
- ・ 使用中に火災等が発生した場合は、消火活動に供することを妨げないこと。
- ・ 使用に起因して漏水、濁水など給水に支障が生じた場合は、使用者が責任を持って対処すること。（苦情処理、復旧費用の負担など）
- ・ その他使用については、備前市水道事業給水条例を遵守するとともに水道課職員の指示に従うこと。

申請方法等は裏面に掲載

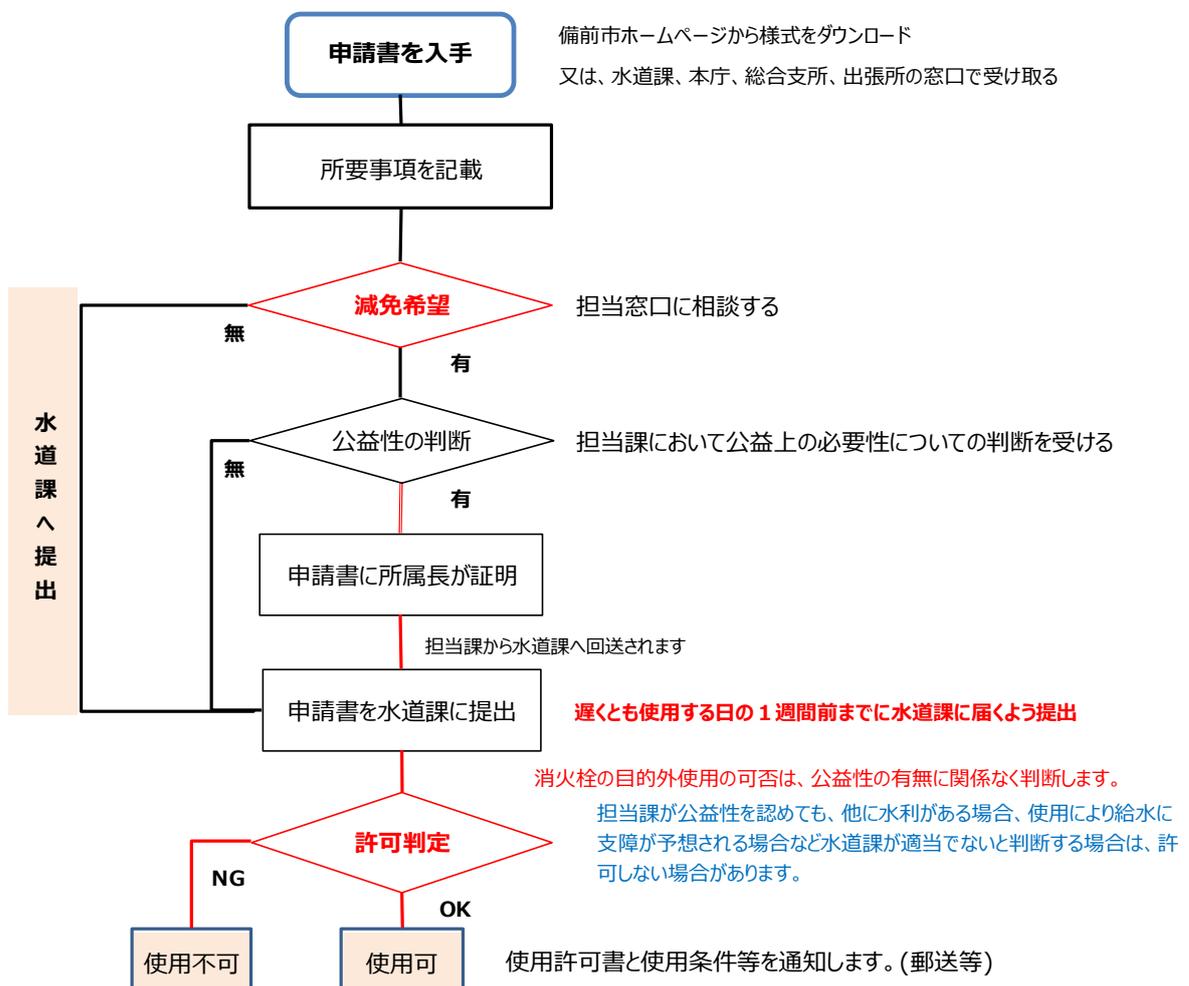
<< 申請方法 >>

1. 申請書は、水道課又は総合支所、出張所の窓口で受け取るか備前市ホームページ（水道課のページ／手続き）から様式をダウンロードして下さい。
2. 申請書の提出は、水道課（Tel64-1863）までお願いします。
3. 申請書は、遅くとも使用する日の1週間前までに水道課に届くよう提出して下さい。
4. 使用料の減免を希望される場合は、市の担当窓口でご相談の上、公益上の必要性についての証明を受けて下さい。（公益性がある場合は、申請書は相談窓口から水道課へ回送されます。）

相談内容／窓口（例）

- (1) 消防の演習用 → 危機管理課 消防防災係
 - (2) 地域環境美化、公衆衛生用 → 環境課 衛生係
 - (3) 道路などの清掃作業用 → 環境課 衛生係 又は 建設課 管理係
- 日生地区、吉永地区の方は、各総合支所の窓口へご相談ください。
公益上の必要性があることの証明が受けられなければ、減免は受けられません。

申請から許可までの流れ



<< その他 >>

1. 使用に当たっては、濁り水が発生しないよう注意して操作して下さい。また、事前に付近の住民や事業所等に対し消火栓の使用日時と、それにより濁り水の発生などの恐れがあることを理解いただけるよう広報するなど、十分に周知を図って下さい。
2. 使用に起因して漏水や濁り水が発生した場合は、使用者の責任において付近住民等の苦情処理及び損害が発生したときはその補償をしていただきます。
3. 濁り水の発生により復旧に使用した水量に相当する料金を徴収することがあります。
4. 減免の証明を受けている場合でも、使用実態が申請内容と著しく違うような場合は、減免措置を取り消し使用時間相当分の使用料金を徴収することがあります。
5. 使用が終了したときは、別に定める様式により使用時間の報告をしてください。

- ・ 消火栓の目的外使用は、特別な事情等に基づき使用の可否を判断します。
- ・ 市が公益性を認めても、他に水利がある場合、使用により給水に支障が予想される場合など水道課が適当でないと判断する場合は、許可しない場合があります。